

「下水道法施行令の一部を改正する政令案」の概要

1. 背景

現在開会中の第 221 回国会で成立した「下水道法等の一部を改正する法律」により、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）に、都道府県による公共下水道の復旧工事の代行（法第 14 条の 2）の制度が新設された。

今般、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）において、法第 14 条の 2 第 2 項に基づき委任されている、都道府県が公共下水道管理者に代わって行う権限の範囲及び権限の代行に伴う手続きについて定める改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）都道府県は、公共下水道の復旧に関する工事を施行、完了又は廃止しようとするときは、あらかじめ、工事の区域等を公示しなければならないものとする。（第 9 条の 12 第 1 項関係）
- （2）都道府県が復旧に関する工事を行う場合において、公共下水道管理者に代わって行う権限の内容並びに当該権限を行うことができる期間及び区域を定める。（第 9 条の 12 第 2 項、第 3 項関係）
- （3）都道府県は、公共下水道管理者に代わって一部の権限を行ったときは、遅滞なく、その旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならないものとする。（第 9 条の 12 第 4 項関係）

3. スケジュール

公 布：令和 8 年 8 月中旬（予定）

施 行：令和 8 年 8 月中旬（予定）